

とちぎ広域消防局119番映像通報システム運用要綱

〔令和6年5月20日
制 定〕

(目的)

第1条 この要綱は、とちぎ広域消防局119番映像通報システムの適正な運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 通報者等 119番通報者、周囲の協力者等をいう。
- (2) 映像通報 とちぎ広域消防局消防指令センターに設置する映像通報端末及び通報者等のモバイル端末を利用して災害現場映像の送受信を行うことをいう。
- (3) モバイル端末 スマートフォン、タブレットその他のモバイル情報端末をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の定義は、とちぎ広域消防局警防規程及びとちぎ広域消防局消防通信業務規程の例によるものとする。

(運用目的)

第3条 指令員は、次の各号のいずれかに該当し、有効と判断したときは、映像通報を運用できるものとする。

- (1) 災害現場の状況及び概要の把握
- (2) 応急手当に対する口頭指導
- (3) 災害現場の特定

2 前項に規定するもののほか、情報指令課長が必要と認めたときは、映像通報を運用できるものとする。

(依頼要件)

第4条 指令員は、通報者等に映像通報の協力を依頼するときは、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 通報者等の安全が確保されていること。
- (2) モバイル端末を所有していること。
- (3) 協力を同意していること。
- (4) 通信費用が自己負担となることについて承諾していること。

(映像通報の中止)

第5条 指令員は、次の各号のいずれかに該当するときは、映像通報を中止しなければならない。

- (1) 通報者等の安全が確保できなくなったとき。
- (2) 被撮影者又は通報者等から撮影の中止を求められたとき。

(個人情報の保護)

第6条 映像通報から得た個人情報については、第3条に規定する運用目的以外に使用しないものとし、運用に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、適正に取り扱うものとする。

(委任)

第7条 映像の保存、その他必要な事項については別に定める。

附 則 (令和6年5月20日)

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。